

(質問)

(東海地震に関する)「警戒宣言」が発令されたら、社会状況はどのようになりますか。  
また、私たちは何をすればよいですか。

(回答)

警戒宣言が発令されると、皆いっせいに行動を起こすため、あちこちで大変な混乱が起こることが予想されます。

私たち自身はどう行動すべきなのか、日頃から対策を考え、備えをしっかりとしておきましょう。

### 1. 「警戒宣言」が発令された際の社会状況

(電気・ガス・水道)

供給は継続されるが、できるだけ使わない。水はふだんからためておく。

(電話)

使用可能だが、状況に応じて規制。できるだけ、つかわない。

(鉄道・バス)

ほとんどが、最寄りの駅・停留所(安全な場所)に停車し、運行休止。

(道路)

緊急輸送路や避難路を確保するため、交通規制される。その他、速度制限などがある。

(郵便局・銀行)

原則として営業停止。(現金自動支払機については、可能な地域での使用継続を検討中)

(学校機関)

保育・授業は打ち切り、原則として児童・生徒はすぐ帰すか、保護者に引き渡す。

(病院)

外来診療は、救急患者を除き中止。病棟の耐震性に不安がある場合は、入院患者の移転等も必要。

(店舗)

百貨店やスーパーは、原則として営業中止。一部のコンビニは営業継続を検討中。

### 2. 警戒宣言が発令されたときの対処法

<避難>

(山崩れ、崖崩れなどの)危険予想地域(市町村で指定、ないし「警戒宣言」発令時に指示)では、出火防止対策等をとってから、すみやかに(指定避難地に)避難を。

その他の地域では、家の内外の安全なところで地震発生に備えること。

<児童・生徒の引き取り>

引き取りのしかたは一律でなく、学校毎に作成。日頃から学校等と連絡を取り合い、引き取り方法を了解しておく。

<家庭での備え>

☆テレビやラジオ等で情報確認 ☆非常持ち出し品の再点検

☆家の中を再点検(家具等の固定、緊急待避場所の確保、安全な寝場所の確保、風呂やポリタンク等への水の確保(できればふだんからしておく)、等) など

(問い合わせ先)

連絡先 山梨県総務部消防防災課 防災対策担当

電話 055(223)1432 FAX 055(223)1439

E-Mail shobo@pref.yamanashi.jp